

手当の支給

●特別児童扶養手当(申請が必要です)

対象 身体障害者手帳のおおむね1級～3級、または療育手帳①・A・B程度の障がいがある20歳未満の児童を養育している人(世帯の所得制限あり)

内容 ・1級：月額5万1,500円
・2級：月額3万4,300円

●特別障害者手当

対象 最重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の人(世帯の所得制限あり)

内容 月額2万6,830円

●障害児福祉手当

対象 重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人(世帯の所得制限あり)

内容 月額1万4,600円

●在宅心身障害児福祉手当

対象 身体障害者手帳のおおむね1～3級、または療育手帳①・A・B程度の障がいがある20歳未満の児童を養育している人

内容 月額3,000円

※障害児福祉手当との併給はできません。

その他サービス

●自動車運転免許取得費用の助成

対象 身体障害者手帳1～4級を所持している人で、就労等のため自動車運転免許を取得する人

内容 自動車運転免許取得費用(入学金、教習料金、検定料、卒業証明書交付手数料等)の3分の2を助成(限度額10万円)

●自動車改造費用の助成

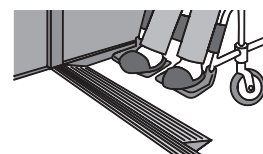
対象 身体障害者手帳1級・2級の上肢、下肢もしくは体幹機能障害で、就労等のため自分で運転する人

内容 手動装置、左足用アクセル、足踏式方向指示器、右駐車ブレーキレバー、足動装置等の改造等の費用を助成(限度額10万円)

●重度障害者(児)住宅リフォーム助成制度

対象 身体障害者手帳1級・2級の下肢もしくは体幹機能障害、または療育手帳①を所持している人

内容 住宅内外における移動等を容易にするための住宅改修費の4分の3を助成(限度額35万円)



●身障者等用駐車場利用証の交付

●有料道路通行料金割引

●NHK放送受信料の減免

などがあります

事前にご相談ください

各種制度・サービスを受けたい場合は、事前に障がい福祉課(総和福祉センター「健康の駅」)にご相談ください。

※障がいのある人の状況によっては、対象とならない場合があります。

申請窓口

・障がい福祉課(総和福祉センター「健康の駅」)

・総和庁舎市民総合窓口課

・古河庁舎市民総合窓口室

・三和庁舎市民総合窓口室